

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------------|--|--|------|-------|
| 1 | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 甘木鉄道運行維持対策事業(物価高騰対策) | ①原油価格高騰の影響を受けている地域公共交通事業者に対して支援を行い、安定した公共交通サービスを維持する。 ②甘木鉄道運行維持対策事業負担金 ③負担金 188千円 Cその他:一般財源45千円 ④原油価格高騰の影響を受けている地域公共交通事業者 | R7.5 | R8.2 |
| 2 | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 旅客自動車運送事業者支援事業(物価高騰対策) | ①原油価格高騰の影響を受けている町内の旅客自動車運送事業者に対して支援を行い、安定した町内公共交通サービスを維持する。 ②旅客自動車運送事業者支援交付金 ③850千円 Cその他:一般財源201千円 ・タクシー 50千円×13台=650千円 ・コミュニティバス 100千円×2台=200千円 ④原油価格高騰の影響を受けている町内の旅客自動車運送事業者 | R7.5 | R8.2 |
| 3 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 食の自立支援事業(物価高騰対策) | ①原油価格や物価の高騰等により影響を受けている配食サービスの利用料(配送料・食材費分)について、サービス実施事業者を利用料の増額分を支援することにより、利用者の負担を軽減する。 ②食の自立支援事業補助金 ③80円/1食×20,000食分=1,600千円 Cその他:一般財源379千円 ④原油価格や物価の高騰等により影響を受けている配食サービス事業者 | R7.6 | R7.11 |
| 4 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 子育て世帯への緊急食料費支援給付金事業(物価高騰対策) | ①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている子育て世帯へ18歳以下の子ども一人当たり10,000円を給付する。 ②子育て世帯への給付金及び事務費 ③30,401千円 Cその他:一般財源7,199千円 ・給付金 10千円×2,970人=29,700千円 ・事務費 701千円 ④物価高騰の影響を受けている子育て世帯 | R7.4 | R8.3 |
| 5 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 子どもの居場所づくり事業者への物価高騰対応重点支援給付金事業(物価高騰対策) | ①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響がある中で、食事の提供や食料支援を実施している子どもの居場所づくり事業者の食料費負担を軽減するため、1事業者当たり30万円を給付する。 ②子どもの居場所づくり事業者への給付金 ③給付金 300千円×5事業者=1,500千円 Cその他:一般財源355千円 ④食事の提供や食料支援を実施している事業者 | R7.4 | R8.3 |
| 6 | ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | 省エネエアコン購入補助金交付事業(物価高騰対策) | ①エネルギー価格等の物価高騰による家計の負担を軽減するとともに、地球温暖化対策及び高齢者世帯等の熱中症対策として、エアコンの買い替え及び購入する者に対し、補助金を交付する。 ②省エネエアコン購入補助金 ③5,649千円 Cその他:一般財源1,345千円 ・補助金 5,100千円 補助率1/2 75歳以上等世帯・町内購入 補助上限40千円 75歳以上等世帯・町外購入 補助上限20千円 上記以外の世帯・町内購入 補助上限30千円 上記以外の世帯・町外購入 補助上限15千円 ・事務費 549千円 ④省エネエアコンへの買い替え及び省エネエアコンを購入する者 | R7.4 | R8.3 |
| 7 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 小中学校給食食材費補助事業(物価高騰対策)【R6補正】 | ①物価高騰により影響を受けている給食食材費について、保護者負担金を増やすことなく安定した給食を提供するため、補助金を交付する(教職員等を除く)。 ②学校給食食材費補助金 ③給食費値上げ相当分 13,019千円 Cその他:一般財源3,083千円 45円/1食×1,476人×196回=13,019千円 ④給食費を納入する保護者(教職員等を除く) | R7.4 | R8.3 |

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------------|-----------------------------|---|------|-------|
| 8 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費多子世帯支援補助事業(物価高騰対策) | ①物価高騰により影響を受けている給食食材費について、保護者の給食費負担を軽減するため、18歳以下の子を3人以上扶養している世帯について第3子以降の小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費を補助する(教職員等を除く)。 ②学校給食費多子世帯支援補助金 ③7,898千円 Cその他:一般財源1,870千円 小学生第3子以降 136人 小学生給食費 年間 49,500円 中学生第3子以降 20人 中学生給食費 年間 58,300円 136人×49,500円=6,732,000円 20人×58,300円=1,166,000円 ④小中学校に通う児童・生徒の第3子以降の学校給食費を納入する保護者(教職員等を除く) | R7.4 | R8.3 |
| 9 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 配食サービス利用者緊急支援事業(物価高騰対策) | ①食の自立支援事業(配食サービス)の委託事業者に対し、物価高騰による配食サービス利用料増額分と生産性向上のための施設維持管理費を補助する。 ②食の自立支援事業補助金 ③利用料増加分70円×20,000食=1,400千円 Cその他:一般財源293千円 ④食の自立支援事業(配食サービス)の委託事業者 | R7.6 | R7.11 |
| 10 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 保育所等給食費支援事業(物価高騰対策) | ①物価高騰により影響を受けている保育所等の給食食材費について、保護者の負担金を増額することなく安定した給食を提供できるよう補助金を交付する(職員分を除く)。 ②保育所等給食費補助金 ③高騰分 523円+100円=623円(1人あたり/月額) 補助金額 454人(見込)×623円×12か月=3,394,104円=3,400千円 Cその他:一般財源712千円 ④町内の対象施設5園(職員分を除く) | R7.6 | R8.3 |
| 11 | ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 | 農業共同機械利用組合等支援事業(物価高騰対策) | ①原油価格・物価高騰等により影響を受けている農業共同機械利用組合等を利用する農業者の負担が増加しないよう、電力・燃料費等に係る費用を補助する。 ②増加した電力・燃料費等に係る費用を補助する。 ③400,000円×3団体=1,200,000円 Cその他:一般財源251千円 ④町内の農業共同機械利用組合3団体 | R7.8 | R8.3 |
| 12 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 小中学校給食食材費補助事業(物価高騰対策)【R7予備】 | ①物価高騰により影響を受けている学校給食食材費の補助を行う(教職員等を除く)。 ②学校給食食材費補助金 ③1日あたり増加分15.7円 15.7円×1,450人×139回=3,164,335円 Cその他:一般財源662千円 ④給食費を納入する保護者(教職員等を除く) | R7.6 | R8.3 |
| 13 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 小中学校校外活動費補助事業(物価高騰対策) | ①修学旅行等の校外活動について、物価高騰の影響による保護者負担の軽減のため、バス代等を補助する(教職員等を除く)。 ②保護者が負担する校外活動費の一部を補助する。 ③・小学6年生、中学3年生:補助額1,000円×289人=289,000円 ・小学1～5年生、中学2年生:補助額 500円×1,033人=516,500円 289,000円+516,500円=805,500円 Cその他:一般財源169千円 ④校外活動費を納入する保護者(教職員等を除く) | R7.6 | R8.3 |